

岐阜県小学校長会 役員・理事・監事等選出規程

(根拠)

第1条 この規程は、会則第5条、第13条、第15条、第22条に基づいて定める。

(目的)

第2条 この規程は、会員が一致協力し、本会の目的を達成するために、主体的・継続的に活動し、もって本会の信頼と権威を高めるためのものである。

(会長)

第3条 会長は、各地区から1名選出された委員7名をもって構成された役員選考委員会により、全会員の中から1名を選出する。

(副会長)

第4条 副会長は、第3条に準じて2名を選出する。

(企画・対策・調査研究)

第5条 企画・対策・調査研究は、会員の中から各1名を会長が委嘱する。

(理事)

第6条 理事は、各地区ごとに所属する代議員の中から1名を互選することを原則とし、第1回代議員会において会長が委嘱する。

(監事)

第7条 監事は、第1回代議員会において、役員・理事及び代議員を除く全会員の中から3名を選出する。

但し、1年次は、西濃地区・美濃地区・東濃地区から各1名を選出する。2年次以降は、岐阜地区・可茂地区・飛騨地区・岐阜市・西濃地区・美濃地区・東濃地区の順に、輪番で3地区から各1名を選出する。

(附則)

第8条 全国や東海・北陸地区等の大会の開催や本会の研究推進に当たっては、必要な役員及び分科会委員長を会員の中から会長が委嘱する。

備 考

この規程は、平成10年 2月 4日から施行する。
一部を修正し、平成12年 2月23日から施行する。
一部を修正し、平成14年 2月22日から施行する。
一部を修正し、平成15年 2月20日から施行する。
一部を修正し、平成19年 4月18日から施行する。
一部を修正し、平成21年 2月20日から施行する。
一部を修正し、平成22年 4月 1日から施行する。
一部を修正し、平成26年 4月 1日から施行する。

□監事のローテーション

	西濃地区	美濃地区	東濃地区	岐阜地区	可茂地区	飛騨地区	岐阜市
平成26年度(2014年)	●	●	●				
平成27年度(2015年)				●	●	●	
平成28年度(2016年)	●	●					●
平成29年度(2017年)			●	●	●		
平成30年度(2018年)	●					●	●
平成31年度(2019年)		●	●	●			
平成32年度(2020年)					●	●	●
平成33年度(2021年)	●	●	●				
平成34年度(2022年)				●	●	●	
平成35年度(2023年)	●	●					●
平成36年度(2024年)			●	●	●		
平成37年度(2025年)	●					●	●
平成38年度(2026年)		●	●	●			
平成39年度(2027年)					●	●	●